

アイリス花巻指定訪問介護事業所

《当事業所が提供するサービスと利用料金》

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（介護保険負担割合証に基づき1割負担の方は9割、2割負担の方は8割、3割負担の方は7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの内容>

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（以下、ケアプランという）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

○入浴介助…浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。ただし、本人が全く自力で移動ができない場合等には訪問入浴サービス等の他のサービスが必要です。

○清拭…身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。

○排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助…食事の介助で全面介助、一部介助又は見守りを行います。

○体位変換…褥創の防止のために、一日何回か体位変換を行う際の介助を行います。

○自立生活支援のための見守りの援助…

(1) 利用者と一緒に手助けしながら行う調理を行います。

(2) 入浴、更衣等の見守りを行います。

(3) ベッドの出入り時など自立を促すための声掛けを行います。

(4) 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。

(5) 洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促します。

② 生活援助

○調理…利用者の食事の用意を行います。（利用者以外のご家族分の調理は行いません。）

○洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。（利用者以外のご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除…利用者の居室の掃除を行います。（利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。買い物に伴う金銭管理については十分注意し、常に利用者の確認を得ながら行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

<サービス利用料金>

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。下記料金表は1割負担の場合の料金を表示しています。介護保険負担割合証の割合が2割、3割の方は、その割合に応じた利用料金となります。

内容	要する時間	基本料金	特定事業所 加算（Ⅱ） （注2）	自己負担額 （1割）	介護職員等 処遇改善加算（Ⅰ）
身体 介護 （注1）	20分未満	163円	基本料金の 10%加算	176円	一月の 利用料金に 24.5% 加算
	20分以上 30分未満	244円		268円	
	30分以上 1時間未満	387円		426円	
	1時間以上	567円		624円	
生活 援助	20分以上 45分未満	179円		197円	
	45分以上	220円		242円	

身体介護から引き続き生活援助を行なった場合は次の料金が加算されます。

生活援助の要する時間	基本料金に加算される金額
20分以上45分未満	67円
45分以上70分未満	134円
70分以上	201円

注1：1時間以上の身体介護の場合、30分を増す毎に83円が基本料金に加算されます。

注2：特定事業所加算とは以下の要件を満たしている事業所について算定されます。

- ①訪問介護員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が30%以上、実務研修修了者並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級訪問介護員の合計が50%以上であること
- ②研修、会議、職員への健康診断等を実施していること

注3：介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算介護職員等ベースアップ等支援加算とは以下の要件を満たしている事業所について算定されます。

厚生労働省が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届けた指定訪問介護事業所であること。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆以下の加算が算定される場合があります。

加算名称	自己負担額 (1割)	加算要件
初回加算	200円/月	過去二月に当事業所のサービスの提供を受けていない利用者に対し、サービス提供責任者が初回もしくは初回月に同行訪問した場合
緊急時 訪問介護 加算	100円/回	利用者や家族からの緊急要請でケアマネジャーが必要と認めたときに、計画外のサービス（身体介護）を実施した場合

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・早朝（午前6時から午前8時まで）及び、夜間（午後6時から午後10時まで）25%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

（例）2人の訪問介護員でサービスを行う場合

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方でその地域が、厚生労働大臣が定める中山間地域であるときは、利用料金に1回につき5%の割増料金が加算されます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

（2）介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

☆介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度を超えてサービスを利用される場合は、超過部分のサービス利用料金の全額（10割）が利用者の負担となります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとの清算となっております。

翌月15日ごろまでに請求書をお届けしますので、下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

支 払 方 法	支 払 期 限	備 考
① 預 金 口 座 振 替	翌月25日	土日祝日の場合は翌営業日
② 窓口での現金支払い	翌月末までに窓口へお支払い下さい。	
③ 指定口座への振込	翌月末までにお支払い下さい。	振込み手数料は利用者負担となります。

差し支えなければ、安全、確実な①の方法でお願いいたします。